

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

(申請者)

署 名

※ 申請者が法人の場合にあつては記名押印

住 所

電話番号

狛江市空き家バンク登録申請書

狛江市空き家バンク実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。
申請に当たり、次に掲げる事項について対象空家等の所有者等全員が同意します。

1. 空き家バンク登録カードに記載された内容を広く一般に公開すること。
2. 利活用希望者に対し、必要な個人情報及び物件の情報を提供すること。
3. 登録空家等の売買等、契約交渉に関わる全ての責任について、登録者と利活用希望者の両者で負い、物件の交渉、契約及び管理に係るトラブル、損害等が発生した場合は、登録者及び利活用希望者間で解決に当たり、市には責任を追及しないこと。
4. 空き家バンクへの登録後も、引き続き登録空家等を管理すること。
5. 暴力団員等に該当しないこと。

添付書類等

1. 空き家バンク登録カード（第2号様式）
2. 建物の登記事項証明書又は建物を所有していることが分かる書類の写し
3. 土地の登記事項証明書又は土地を所有していることが分かる書類の写し
4. 対象空家等において区分所有、共有の建築物又は建物と土地の所有者が異なる場合は、空き家バンクへの登録について所有者間で承認されていることが確認できるもの。
5. 間取り図
6. 外観写真、内観写真
7. その他市長が必要と認めるもの

※ 5及び6は、用意できる場合のみで可。提出がない場合は、5及び6の掲載はしない。

(裏面に続く)

確認事項

1. 利活用希望者との初回打ち合わせは、
- | | | |
|---|----------------------------------|-------------|
| [| <input type="checkbox"/> 狛江市内会場 | での参加を希望します。 |
| | <input type="checkbox"/> オンライン形式 | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | |

- ※ 初回打ち合わせは、原則、市職員立会いのもと狛江市内又はオンライン形式で行います。
- ※ 複数回答可。

2. その他を選択された場合は、御希望の打ち合わせ方法及び理由を御記入ください。

[]

備考

1. 狛江市は、登録空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約について、直接これに関与しません。
2. 申請に係る個人情報、本事業の目的以外に利用しません。
3. 申請内容に偽りその他適当でないと認める場合は、登録を取り消すことがあります。
4. 登録空家等の登録の有効期間は、登録の日から起算して2年とします。登録の継続を希望する場合は御連絡ください。
5. 登録空家等の登録期間は 年 月末までです。以後も登録の継続を希望する場合は御連絡ください。